

## 商品概要説明書

住宅資金借換ローン（ジャックス型）

（平成 27 年 10 月 1 日現在）

商品名	住宅資金借換ローン（ジャックス型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の満年齢が満 76 歳未満の方。</li><li>○公的および民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が 5 年以上、かつ直近 1 年間の返済遅延がないこと。</li><li>○安定継続した収入がある方。</li><li>○団体信用生命共済に加入できる方。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	○他金融機関から借入中の住宅資金（自 J A 扱いの住宅金融支援機構等公的住宅資金を含む）の借換資金、および借換と同時にを行うリフォーム工事資金（増改築工事、住宅設備機器、外構その他住宅関連全般）。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○50 万円以上 2,000 万円以内とし、10 万円単位とします。</li><li>ただし、農業者を除く個人事業主の方は 1,000 万円以内とします。</li><li>○500 万円を超えるお借入の場合は、組合員にご加入いただきます。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○6 ヶ月以上 20 年以内とします。</li><li>なお、現在お借入の借換対象資金の残存償還期間に 3 年を加算することができますが、20 年以内とします。</li></ul>
借入利率	<p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○お借入利率には、年 0.8%～0.9% の保証料を含みます。</li><li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要とします。

保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
団体信用生命共済	○団体信用生命共済にご加入いただきます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたします。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ・返済金額が 1 0 0 万円以上・最終期限まで 6 ヶ月以上の場合 … 5, 0 0 0 円 + 消費税 ・返済金額が 1 0 0 万円未満・最終期限まで 6 ヶ月以上の場合 … 3, 0 0 0 円 + 消費税 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5, 0 0 0 円 + 消費税の条件変更手数料が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店金融共済部（電話：0 1 3 8 - 4 6 - 2 3 2 3）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、北海道農業協同組合中央会が設置・運営する北海道 J A バンク相談所（電話：0 1 1 - 2 3 2 - 5 0 3 1）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または北海道 J A バンク相談所にお申し出ください。  札幌弁護士会（電話：0 1 1 - 2 5 1 - 7 7 3 0）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 函館市亀田